

私は、日本共産党鳥取市議団を代表して、鳥取市の中核市移行の推進に関する決議について、反対しますので討論をおこないます。

まず、なぜこの9月議会定例会において議会として決議をする必要があるのかという強い疑問があります。

市長が中核市移行を表明して1年数ヶ月を経過し、中核市移行に伴う事務事業の委譲等に関する鳥取県との協議が終わったばかりです。この間、当局は議会に対して協議の経過と内容の説明が中心でした。事務事業の規模と分担が明らかになっていますが、具体的に移譲する事務事業が市民にとってどんなもので、それは委託か直営か、事業にはどのような専門的な職員がどの程度配置され体制の確保はどうか、さらに人件費などの必要な経費と財源については、移行前後だけでなく一定期間の見通しはどうか、その全体像として市民サービスは前進できるものなのかどうか、協議による合意事項を連携協約にするのか、する理由は何かなど、いまの時点で県との協議ではまだ見えたものはありません。これらは、今後関係する所管の委員会を中心に審査、審議される課題ではないでしょうか。

なのに、どうして議会として促進するという判断なのでしょう。先ほど、質疑に答えて提案者は、「総務企画委員会や福祉保健委員会で報告議論がされたもの、本会議で議論が重ねられている」旨、「議員が個々の立場で意見を述べて明らかにされてきたと思う。賛否を通じて市民に個々の議員の考えを知っている」と述べられました。先日、この本会議で議論は確かにありましたが、中核市移行を直接所管する総務企画委員会では、先に述べた中核市移行に関わる課題の整理や論点の整理も全くなされていません。今日までは、委員会の中心は当局の説明に対する質疑が中心ではないでしょう。むしろ、これから当局が県の協議と検討・調査による具体的な提案や方針を議会と市民に明らかにして、執行部のチェック機関として所管の委員会の役割をきちんと果たすことです。このような中核市移行促進の決議をおこなえば、これからの議論と共通認識・合意形成を軽視したり、審査を十分尽くさないなど、市民への説明責任をしっかりと果たせるのか、強く懸念します。

私が、特にここで紹介したいのは、昨年4月の市長選挙のあとの11月に、市議会議員選挙を定数4名の削減でおこなったその理由であります。

定数削減を決めた議員定数を調査・審議してきた特別委員会は、一昨年2月議会で、次のような報告をこの議場でおこなっています。『委員からは行政面積、合併町村等地域の実情を勘案すれば、単に人口比で議員定数を決定すべきではない、委員会で活発な議論をするには8名程度が必要であるなどの意見がありました。議員定数の現状維持の意見に対しては、一部委員から民意の反映や執行機関の監視の役割を果たすためにも、現状を維持すべきという意見もありましたが、市民の意見が届かなくなるという意見は、議員定数を維持すること

により解決できる問題ではなく、議員、議会の資質向上の問題であり、議会活動を通じ、市民の意見の把握や説明責任をどう果たしていくかという問題である」と、当時の特別委員長の上杉議員はこのように報告しています。また、賛成討論をおこなった金谷議員は、「日々の議会活動を通じて・・・私たちの説明責任が求められています。中でも重要となりますのは、委員会における議論です。活発な議論を行うためには、ある程度の人数は必要です」と述べています。

鳥取市議会は、当局の行政事務を専門的、合理的・効率的に審査するため委員会中心に審査することにしてしています。本会議での議論もたしかに議会全体の審議の一部ですが、その議論も反映させながら、委員会での審査をおこない議案に対する議決をしていくこととなります。

委員会の審査は、まだ中核市移行に議会議決が必要な段階ではありません。この時点での中核市促進の決議がなされれば、今後の委員会審査を専門的に行うことを制約したり、課題の審査が狭く不十分なものになりかねません。議会と委員会が個々の議員としての意見・要望を出すだけでなく、市民の様々な意見を踏まえて所管の委員会でも各委員の意見を出し合い論点・課題を整理し、必要な委員間討議もおこない、合意形成ができものはおこない、また十分な審議による態度決定によって委員会と議会が当局のチェック機関としての役割と市民への説明責任を果たすことになると考えます。中核市移行に関する審議・審査はこれからであり、まさに議員、議会の資質向上が問われています。

決議は、「執行部と議会が一丸となって」と書かれていますが、鳥取市民にとって大きな出来事であった合併の検証もしないまま、また中核市移行による市民サービス向上が具体的に明らかにされていないまま、そして広域的な連携中枢都市圏における行政と市民サービスとの関係も不明です。議会の立場からは今後のまちづくり、地域づくりに密接に係わる都市のあり方を慎重に審議をおこなって、法的に必要な可否を取ることです。

いま、このような状況のもとで議会が果たすべきことは、議会が中核市移行に市民を誘導することにつながることをするのではなく、当局から必要な資料の提出と説明をもとめ、十分な委員会審査と議会全体の審議をすすめていくことであると、重ねて表明し討論を終わります。